

秋田市老人福祉センター、秋田市保健センターおよび秋田市中高年齢
労働者福祉センター自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

1 目的

当該業務は、秋田市老人福祉センター、秋田市保健センターおよび秋田市中高年齢労働者福祉センターの自家用電気工作物の維持および保安管理に係る業務を行い、秋田市老人福祉センター、秋田市保健センターおよび秋田市中高年齢労働者福祉センターにおける自家用電気工作物の保安確保を目的とする。

なお、業務の実施に当たっては、電気事業法および委託者の保安規程に従い、適正に実施しなければならない。

2 場所

秋田市八橋南一丁目8番2号、秋田市八橋南一丁目8番6号および秋田市八橋南一丁目8番7号

3 対象自家用電気工作物

- | | | | | |
|---------------|----|---------|----|--------|
| (1) 需要設備 | 容量 | 400kVA | 電圧 | 6,600V |
| (2) 非常用予備発電装置 | 容量 | 24.5kVA | 電圧 | 200V |

4 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

5 業務委託内容

(1) 定例業務

ア 対象とする自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の維持および運用について、日常巡視等の結果を問診により確認のうえ、保安規程に定める定期的な巡視、点検および測定・試験（その細目は点検業者が別に定める「点検指針」（以下「点検指針」という。）のとおり。）を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合しない場合又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について指示し、又は助言すること。

イ 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある連絡を委託者より受けた場合において、現状を確認し、送電停止等必要な応急措置を指示するとともに、事故原因の究明に協力し、再発させないためのとるべき措置を指示し、又は助言し、必要に応じて臨時点検を行い、電気事業法（昭和39年法律第170号）第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成および手続きの指示を行うこと。

ウ 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行うこと。

エ 定期的に行う点検は別表のとおりとし、頻度は次のとおりとする。

- (ア) 月次点検需要設備 2 か月に 1 回
- (イ) 年次点検 1 年に 1 回
- (ウ) 臨時点検必要の都度

(2) 定例外業務

- ア 電気工作物の工事、維持および運用に関する経済産業大臣への届出書類等の作成および手続きの助言を行うこと。
- イ 電気工作物の設置、改造等の工事について、委託者より通知を受けて、保安規程および点検指針に定めるところにより、工事期間中の巡視および点検を行い、必要に応じそのとるべき措置を指示し、又は助言すること。なお、工事期間中の巡視および点検の頻度は、毎週 1 回以上とする。
- ウ 電気工作物に関する工事が完成した場合には、保安規程および点検指針に定めるところにより、竣工検査を行い、必要に応じその取るべき措置について指示し、又は助言すること。
- エ 非常用予備発電装置を他から移動して設置する場合に、点検および検査を行い、運転に必要な指導を行うこと。

(3) その他

- ア 保安管理業務のうち、次のいずれかに該当する電気工作物については、委託者は、巡視、点検および測定・試験を委託者の従業者、電気工事業者、機器製造業者等必要な専門の知識および技術を有する者に行わせるものとする。これに関し、委託者より実施について受託者に連絡するものとし、受託者はその記録を確認し、委託者に対し必要な助言を行うものとする。

- (ア) 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する消防用設備、ボイラー、昇降機および昇降路内の設備等
- (イ) 取扱いの特殊性のため専門技術を要する医療用機器、オートメーション化された工作機械群等
- (ウ) 高所にある配線、機器等および稼働中の工作機械等の付近の配線、機器等で、点検を実施することが危険を伴う場合
- (エ) 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸素欠乏危険箇所、放射線管理区域等に設置された機器等
- (オ) 業務上の都合等委託者の事由（情報管理、衛生管理および機密管理）で、受託者が立入りできない金庫室、新生児室等に設置された機器等
- (カ) 事業場外で使用されている可搬型機器
- (キ) 発電設備のうち、電気設備以外の部分

- イ 保安管理業務のうち、次の例示のような場所にあつては、漏れ電流測定等により点検を実施するものとする。ただし、漏れ電流測定等による点検の結果、電気工作物に危険が予想される場合にあつては、委託者は

受託者が直接目視点検等の必要な点検を可能とする手段を講じるものとする。また、この場合において委託者が第三者に点検を依頼する場合は、これを受託者に連絡するものとし、その記録を確認し、委託者に対し必要な助言を行うものとする。

(7) 構造上内部点検ができない密閉型防爆構造の機器、密閉場所等

(イ) 壁の中、閉鎖された天井裏、固定ボルト等で固定された機器の内部等の隠ぺい場所に設置された配線、機器等

6 保安業務担当者等

(1) 受託者は、電気工作物の保安管理業務を担当する保安業務担当者および当該保安業務担当者が必要に応じ指示して保安管理業務の一部を実施させる保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）の氏名および生年月日ならびに主任技術者免状の種類および番号を書面をもって委託者に知らせるとともに、委託者は面接又は写真確認等により本人の確認を行うこととする。

(2) 保安業務担当者等は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携帯して、委託者に対し身分を明らかにするものとし、委託者は、受託者が通知した保安業務担当者等本人であることを確認するものとする。

(3) 保安業務担当者等は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。

7 連絡責任者等

(1) 委託者は、電気工作物の工事、維持および運用に関する保安のため必要な事項を受託者に連絡する責任者（以下「連絡責任者」という。）を定めて、その氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。

(2) 委託者は、連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者（以下「代務者」という。）を定め、直ちにその氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。

(3) 委託者は、前各項に変更が生じた場合は、直ちに受託者に通知するものとする。

(4) 委託者は、連絡責任者又はその代務者を、受託者の行う保安管理業務に原則として立ち合わせるものとする。

(5) 委託者は、需要設備の設備容量が6,000kVA以上の場合は、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有する者をあてるものとする。

8 責務

(1) 委託者は、保安規程に定めるとおり、電気工作物の工事、維持および運用に関する保安を確保するため、技術基準に適合しない事項に関して、受託者がそのとるべき措置について指示し、又は助言した事項については、速やかに必要な措置をとるものとする。

- (2) 委託者は、連絡責任者等に保安のための巡視を行わせ、その結果について必要に応じ受託者に連絡するものとする。
- (3) 委託者は、電気工作物の所在地およびその周辺で、有毒ガスの発生、酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等、又はそのおそれが生じた場合には、受託者に速やかにその旨を通知するものとする。
- (4) 委託者は、受託者が行う点検、測定および試験の業務に関する計画の策定および実施について協力するものとする。
- (5) 委託者は、保安管理業務の結果について、保安業務担当者等から報告を受け、その実施者および点検結果を確認し保存するものとする。

9 低圧絶縁監視装置の設置および運用

- (1) 受託者は、委託者の事業場構内に低圧電路の絶縁状態を監視し、自動で通報する装置（自動通報方式）および付帯装置（以下「低圧絶縁監視装置」という。）を設置するものとする。
- (2) 委託者は、低圧絶縁監視装置を設置する場所を提供するものとし、設置した低圧絶縁監視装置は受託者に無断で移設、取外し、修理等を行わないものとする。
- (3) 受託者は、低圧絶縁監視装置の所有権を有し、その設置工事に要する費用を原則として負担するものとする。
- (4) 受託者は、低圧絶縁監視装置が常に正常に稼動するようにメンテナンスを行うものとする。
- (5) 受託者は、低圧絶縁監視装置の警報を通信回線により、受託者の事業所で自動受信するものとし、その受信記録を3年間保存するものとする。
- (6) 受託者は、前(5)の通信のために、委託者の電話回線を利用することができるものとし、この場合の通信料は受託者が負担するものとする。

10 警報発生時の連絡義務および応動体制

- (1) 委託者は、受託者が休日夜間等に低圧絶縁監視装置からの警報を自動受信した場合の委託者の連絡先を、あらかじめ受託者に通知するものとし、連絡先を変更した場合も同様とする。
- (2) 受託者が低圧絶縁監視装置からの警報を自動受信した場合の応動は、「低圧絶縁監視装置及び警報発生時の応動に関する説明書」によるものとする。

11 契約の変更

次のいずれかに該当することとなった場合は、委託者と協議の上、必要に応じ契約を更改するものとする。

- (1) 設備容量が100kVA以下となった場合
- (2) 次のいずれかの設備条件に適合しなくなった場合
 - ア 構外にわたる高圧電線路がないもの
 - イ 柱上に設置した高圧変圧器がないもの

ウ 高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く。）に可燃性絶縁油を使用していないもの

エ 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの

オ 責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器および主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの

(3) 委託者の電気工作物が未改修により絶縁不良が継続する等、低圧絶縁監視装置による監視が不能となった場合

12 低圧絶縁監視装置の撤去

(1) 受託者は、低圧絶縁監視装置の運用を取りやめる場合もしくは契約が消滅、解除又は失効した場合は、低圧絶縁監視装置を取外すものとする。

(2) 委託者は、低圧絶縁監視装置の取外しに必要な停電について協力するものとする。

(3) 委託者と受託者の協議の結果、低圧絶縁監視装置の一部を取外さない場合にあつては、その所有権を委託者に帰属するものとする。

維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験の基準（需要設備）

1 維持及び運用の巡視、点検及び測定・試験

設備	点検項目	定期点検			臨時点検
		月次点検	年次点検		必要の都度
		1回/2か月	1回/1年	1回/3年	
引込設備	区分開閉器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器の動作試験		○	
		継電器の動作特性試験			○
		開閉器と継電器の連動試験		○	
引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
受電設備	断路器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
電力用ヒューズ	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
	継電器の動作試験			○	
	継電器の動作特性試験			○	
	遮断器、開閉器と継電器の連動試験			○	
変圧器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
	絶縁油の酸価度試験			○	
	絶縁油の絶縁破壊電圧試験			○	
コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
避雷器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
母線等	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
その他の高圧機器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
受電盤	配電盤、制御配線	外観点検	○	○	
		電圧、電流の測定	○		
		絶縁抵抗測定		○	
		計器校正試験			○
		シーケンス試験			○
低圧絶縁監視装置等	装置の点検	○	○		
	許容誤差試験		○		

設備		点検項目	定期点検			臨時点検
			月次点検	年次点検		
			1回/2か月	1回/1年	1回/3年	必要の都度
接地 工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○		
		接地抵抗測定		○		
		漏えい電流測定	○			
構 造 物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○		
配電 設備	電線路	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
負 荷 設 備	機器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	配線、制御配線	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	開閉器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	遮断器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
非常 用予 備発 電装 置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○		
		始動・停止試験	○	○		
	継電器の動作試験		○			
電装 置	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	遮断器、開閉器、配電盤、制御配線等	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
		電圧、周波数（回転数）の測定	○			
		継電器の動作試験			○	
インターロック試験		○				
蓄電 池設 備	蓄電池	外観点検	○	○		
		電圧測定	○			
		比重測定		○		
		液温測定		○		
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		

注1 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。

- 2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
- 3 電気工作物の設置状態により点検項目の一部又は全部を省略することがある。
 - (1) 引込設備の絶縁抵抗測定は、停電範囲により実施できないことがある。
 - (2) 接地抵抗測定は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することがある。
 - (3) 絶縁油の酸価度試験及び絶縁破壊電圧試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。
 - (4) 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。
 - (5) 次の設備以外の継電器の動作試験及び開閉器と継電器の連動試験にあつては、その一部又は全部を省略することがある。
 - ア 引込設備の区分開閉器
 - イ 受電設備の主遮断装置及びこれと同一場所に設置された遮断器、負荷開閉器
 - ウ 非常用予備発電装置の遮断器、開閉器
- 4 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあつては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
 - (1) 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」、「漏電監視装置」等を用いる場合、その監視により当該点検に替えることがある。
 - (2) 引込設備、受電設備及び配電設備の絶縁抵抗測定は、機器ごとの信頼性により、3年に2回以内の範囲において部分放電検出等による「絶縁診断測定」に替えることがある。
 - (3) 引込設備の継電器の動作試験及び開閉器と継電器の連動試験は、機器ごとの信頼性により、3年に2回以内の範囲において「制御配線点検」及び「継電器単体試験」に替えることがある。
- 5 低圧需要設備の移動用の非常用発電設備については、装置を電路に接続しない期間においては、月次点検の周期を6か月に1回とする。

2 臨時点検

電気工作物に事故・故障が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、その都度点検及び測定・試験を行う。